

「一括コム」アフィリエイトプログラムご利用規約

第1条（総則）

株式会社サイバード（以下、「甲」という。）は、以下の記載のとおり、アフィリエイトプログラム参加規約（以下、「本規約」という。）を定めます。本プログラムの参加利用者（以下、「乙」という。）はこれを確認の上、承諾するものとします。

第2条（定義）

本規約において、以下各号記載の用語については、それぞれ以下に記載するとおりの意味を有するものとします。

1. 「一括コム」

甲が運営する Web サイト「一括コム」をいいます。

2. 「本プログラム」

一括コムにおいてサービス利用者を獲得するために、甲が管理・運営・提供しているアフィリエイトプログラム（甲からアフィリエイトタグの提供を受けた乙が、自身のサイトにアフィリエイトリンクを設置し、エンドユーザーが当該リンクを介して一括コム上で資料請求等の申し込みを利用するなどの一定の成果を生じたときに、報酬が発生する一連のプログラム）をいいます。

3. 「提携契約」

乙が甲に対し本プログラムの参加利用を申し込み、甲がこれに対して承諾することにより成立する、甲乙間の本プログラムの利用契約を意味します。

4. 「アフィリエイトリンク」

本プログラムにおいて指定されたリンクコードを使用して設定された、乙のサイトから一括コムへのリンクを意味します。

5. 「提携報酬」

「アフィリエイトプログラム申込書」にて別途甲が指定する成果を生じた場合に、乙が甲より受け取ることができる報酬をいいます。

第3条（提携契約）

1. 甲は、乙に対し、本規約条項を遵守することを条件として、本プログラムに参加利用することを承諾します。

2. 乙は、本規約内容を認識、納得の上、本プログラム参加利用の申込を行い、甲が当該申込を承諾することにより提携契約が成立するものとします。なお、提携契約が成立したことをもって乙は本規約に同意したものとします。

第4条（提携報酬の支払い）

1. 甲は、提携報酬を以下に従い、乙の登録銀行口座に振込むことによりお支払いいたします。
 - 引越し一括コム、結婚紹介一括コム、FX 一括コム
 - ・暦月1ヶ月ごとに成果を算出
(甲において各成果の達成を認識・確認し、甲において集計します。)
 - ・翌月甲の第3営業日までに成果数、提携報酬額を電子メールにて報告
 - ・前記報告月の翌月末までに支払
2. 甲から乙の支払にかかる銀行振込手数料は、乙の負担とします（振込手数料を控除してお振込いたします）。
3. 各月における乙の提携報酬が月次最低支払報酬金額10,000円(税込)に達しない場合、乙への支払は10,000円(税込)に達するまで翌月以降に繰り越されるものとします。
4. 甲が本条第1項に定める成果報告時に提示する乙への成果数の集計結果および提携報酬金額は、甲乙間における決定数および決定額とみなし、乙はこれに拘束されるものとし、いかなる場合においても当該報告内容に対して異議を唱えないものとします。

第5条（本プログラム参加利用申込・利用開始）

1. 乙は、本プログラム参加利用の申込にあたっては、甲が指定する「アフィリエイトプログラム申込書」所定の事項を記載した上で、当該申込書を甲に提出します。記載内容について、乙は、正確、完全かつ最新の情報を記載するものとし、内容に変更が生じた場合は速やかに serviceorder@1kkatu.com 宛てに記載内容の変更の通知をするものとします。
2. 甲は、前項に基づき乙から提出された情報に従い処理する限り免責されるものとし、乙が誤った情報を提供し、または変更通知を怠った為に乙に生じた損害については、甲は責任を負わないものとします。
3. 乙は、申込書への記載内容中、提携報酬を受け取る銀行口座については、日本国内所在の本支店における銀行口座を記載してください。万一、乙が日本国外の本支店における銀行口座を記載した場合は、甲は提携報酬の支払義務を負わないことを乙は了承します。
4. 甲は、提携契約成立後、乙に対し、アフィリエイトリンク設置のためのアフィリエイトタグを電子メールにて提供します。乙は、提供された当該タグを使用してアフィリエイトリンクを設置するものとします。
5. 前項に基づきアフィリエイトリンクを設置次第、乙において本プログラムの参加利用開始となり、提携報酬受領の資格を得られます。

第6条（禁止事項）

1. 甲は、本プログラムの参加利用にあたり、以下の事項を禁止します。
 - (1) アフィリエイトリンクを設定する際、リンクコードに修正、変更を加えること。
 - (2) 自ら若しくは第三者をして、不当に提携報酬を得る行為、またはそのような疑いがあるとみなされる行為
 - (3) 甲の社名、サイト（一括コム）名、一括コムにおいて提供するサービス名等を使用したリスティング広告の出稿（例えば、一括コム、1kkatu.com、イッカツコム、その他当社が類似すると判断したキーワード）
 - (4) 甲（甲の関連会社、グループ会社含む）、一括コム、一括コムに関して甲と提携している第三者の信用、名誉、イメージ等を損なうような行為
2. 乙が前項の規定に違反した場合には、甲は、提携契約を解除することができるものとします。また、本項による解除の場合においては、甲は、既に発生した提携報酬について一切支払わないものとし、乙はこれを了承します。

第7条（本規約及び本プログラムの変更）

1. 甲は、本規約内容及び本プログラム内容の全部又は一部を甲の独自の裁量において変更、修正、追加又は削除することができるものとし、乙はこれを了承します。本規約内容又は本プログラム内容の変更、修正、追加又は削除に関する通知は、一括コム（<http://1kkatu.com/kiyaku.html>）上において当該変更、修正等した本規約を表示することをもってこれに代えることとします。
2. 甲は、甲の裁量により本プログラムを終了させることができるものとし、乙はこれを了承します。なお、甲は終了させる際には、前項のアドレス上において表示し、事前に告知するものとする。

第8条（提携契約の解除・解約）

1. 乙は、提携契約の解約を希望するときは、serviceorder@1kkatu.com 宛にその旨通知するものとし、甲は、当該通知受領月末をもって成果の確認・集計を終了いたします。当該通知受領月分成果の提携報酬の支払い（支払いのスケジュールは第4条第1項の規定に準じます。）をもって、提携契約の解約となります。
2. 前項に規定する解約通知受領月分の成果にかかる提携報酬については、第4条第3項に規定する繰越があった場合の繰越分も含めて2,100円（税込）に達しない場合、乙は繰越分を含めた当該提携報酬の受け取りを放棄するものとし、
3. 甲は、乙が本規約に違反したときは、甲の裁量により、本プログラムの参加利用を停止し、または提携契約を解除することができます。

第9条（乙の保証）

1. 乙は、アフィリエイトリンクを設置する自己のサイトに、猥褻、ポルノ、他者の誹謗中

傷、名誉毀損に当たる内容、公序良俗に違反する内容、又は第三者の権利を侵害する内容、或いはその他の形で法律に違反する内容がないことを保証します。

2. 乙は、アフィリエイトリンクを設置する自己のサイトにおける全てのコンテンツに関し、それが自己の所有、又はその使用に関し正当な権利者より許諾を得ているものであり、知的財産権の対象となるか否かを問わず、第三者の権利を侵害していないものであることを甲に保証します。
3. 前二項の保証に反して、第三者から甲に対するクレーム、異議、権利主張、責任追及行為等生じたときは、乙は、その負担と責任において処理解決するものとし、それにより甲に損害を生じたときは、乙はその責任を負うものとする。

第 10 条（救済方法及び責任の制限）

1. 本規約に基づき甲が負う責任は、本規約にて定めるものの他、いかなる場合においても、本プログラムの運営にあたり必要となるシステム（以下「運用システム」といいます）の維持、修復、是正に限られるものとします。
2. 甲は、前項に規定する他は、本プログラムを利用することができないことから発生する一切の損害（直接・間接の損害、特別損害、逸失利益を含むがこれらに限られない。）、および、運用システムならびに一括コム内の過誤、遺漏又はその他の不正確に起因する一切の損害について何らの責任を負わないこととします。甲が損害発生の可能性を認識していた場合であっても同様とします。

第 11 条（免責）

1. 甲は、本プログラムに関し、本プログラム参加利用における一定の成果の保証も含め何等の保証を行うものではありません。
2. 甲は、運用システムに関し、(a) 本プログラムの機能が中断されないこと、又は欠陥その他瑕疵がないこと、(b) 欠陥又は瑕疵が補正或いは修正されること、(c) ウィルスその他の有害な内容が存在しないこと、(d) セキュリティーが完全であること、または (e) 情報が真正、正確又は信頼できるものであること、に関し、何らの保証を行うものではないことを了承します。
3. 甲は、乙に対し、天災地変、法令の制定改廃、行政処分、労働争議、交通機関の事故、第三者の不法行為、その他甲の妥当な管理を越えた原因に基づく本規約上の甲の債務不履行、履行遅延または履行不能に関し、一切の責任を負わないものとします

第 10 条（機密保持義務）

1. 乙は、提携契約の締結および本プログラム参加利用の過程で知得した、本プログラムまたは甲に関する情報を、甲の事前の文書による承諾がない限り、第三者に対し開示または漏洩し、或いは本プログラム参加利用目的以外で使用することを禁止します。

2. 乙は、本プログラム参加利用あたり、創造的提案、アイデア、メモ、図面、コンセプト、又はその他の情報（以下、総称して「乙生成情報」という。）を甲に送付した場合は、当該乙生成情報は全て甲の財産とみなされ、提携契約の継続、終了に関わらず、将来にわたり甲に帰属することを了承する。
3. 終了事由のいかんを問わず、提携契約が終了したときは、乙は、本条に基づき知得した情報を甲の指示に従い返却または廃棄するものとします。

第 11 条（知的財産権）

乙は、本プログラム、一括コムおよび運用システムに関わる全ての権利（知的財産権も含むがこれに限られない）が、本規約締結時点において甲に帰属し、かつ、将来にわたり常に甲に帰属するものであることを確認しかつ承諾します。

第 12 条（権利譲渡禁止）

1. 乙は、甲の事前の書面による承諾なしに、提携契約および本規約に基づく権利・義務について、いかなる場合においても、第三者に譲渡、移転、担保設定その他の処分行為をしてはなりません。
2. 甲は、提携契約および本規約上の地位を、乙の承諾なしに、甲が独自の裁量により選択した甲の承継人、関連会社又はその他の譲受人に譲渡・移転することができるものとします。

第 13 条（準拠法・管轄）

1. 提携契約および本規約の成立、解釈、履行、ならびに本プログラムに関しては、全て日本法が適用されるものとします。
2. 提携契約、本規約および本プログラムに関して生じた紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

制定日 平成 21 年 9 月 17 日

改定日 平成 21 年 10 月 2 日

(C) 2009 CYBIRD